

# 第四期

## 特定健康診査等実施計画

令和 6 年 3 月 31 日

東京都職員共済組合

## 目次

1	はじめに-----	2
2	特定健康診査・特定保健指導の実施状況-----	3
3	達成目標-----	4
4	特定健康診査・特定保健指導等の対象者数に関する事項-----	5
5	特定健康診査・特定保健指導等の実施方法に関する事項-----	6
6	個人情報の保護に関する事項-----	9
7	特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項-----	9
8	特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項-----	9

## 1 はじめに

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化しており、生涯にわたる生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等、生活習慣病の発症や重症化の予防、合併症の予防に重点を置いた取組が重要となっています。また、生活習慣病に関する医療費の割合は年代が上がるにつれて大きくなり、受診率も年齢とともに高くなるため、生活習慣病の予防・早期発見の徹底等を通じて、医療費の適正化対策を総合的に推進することが求められています。

全国の医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、特定健康診査等基本指針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 150 号。以下「基本指針」という。）に即して、特定健康診査等実施計画を定めることとされています。

当共済組合では、第一期特定健康診査等実施計画（平成 20 年度～平成 24 年度）、第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）、第三期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定し、40 歳から 74 歳までの組合員及び被扶養者を対象とした特定健康診査、特定保健指導を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に取り組んできました。

先般、令和 6 年度から令和 11 年度までの第四期計画期間に向け、国において『標準的な健診・保健指導プログラム』の改訂等が行われ、これを踏まえて当共済組合が実施する特定健康診査・特定保健指導の基本的な計画として、第四期特定健康診査等実施計画を策定するものです。

## 2 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

第三期の実施状況は下表のとおりです。特定健康診査では組合員の実施率は概ね目標を達成しましたが、被扶養者は目標より低い数値となりました。特定保健指導の実施率も目標より低い数値となりました。

### 【特定健康診査の実施状況】

(単位:%)

区分		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
組合員	実施率目標	95.5	95.6	95.7	95.8	95.9	97.0
	実績	95.6	95.8	95.3	96.0	96.8	-
被扶養者	実施率目標	49.5	52.2	54.9	57.6	60.3	63.0
	実績	48.0	48.6	44.0	48.5	49.4	-
都共済全体	実施率目標	85.8	86.6	87.5	88.3	89.1	90.0
	実績	86.0	86.4	84.7	86.3	87.2	-
全国共済組合平均実施率		79.2	79.5	79.2	80.8	-	-

### 【特定保健指導の実施状況】

(単位:%)

区分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都共済全体実施率目標	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
実績	41.1	41.8	37.3	38.9	36.8	-
全国共済組合平均実施率	30.8	30.7	30.8	31.4	-	-

※ 特定健康診査の実施率 = 特定健康診査受診者数 / 特定健康診査対象者数

※ 特定保健指導の実施率 = 支援終了者数 / 特定健診受診者のうち支援対象者数

※ 未確定の実績は - で表示

### 3 達成目標

#### (1) 国の目標値

国は、基本方針において、実施計画終了年度時点における保険者種別の目標値を下表のように設定しました。

区分	保険者全体	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会	単一健保	総合健保 ・私学共済	共済組合 (私学共済除く)
特定健康診査実施率の目標値	70%以上	60%以上	70%以上	65%以上	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導実施率の目標値	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上	55%以上	30%以上	60%以上

#### (2) 東京都職員共済組合の目標値

当共済組合では、国の目標値の達成を目指して、下表のように年度別の目標値を設定します。

区分		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査実施率の目標値	全体	89%	89%	90%	90%	90%	90%
	組合員	97%	97%	98%	98%	98%	98%
	被扶養者	53%	53%	55%	55%	55%	55%
特定保健指導実施率の目標値	全体	45%	48%	51%	54%	57%	60%

※ 特定健康診査の実施率 = 特定健康診査受診者数 / 特定健康診査対象者数

※ 特定保健指導の実施率 = 支援終了者数 / 特定健診受診者のうち支援対象者数

#### 4 特定健康診査・特定保健指導等の対象者に関する事項

##### 【特定健康診査】

対象者数は、令和5年3月末現在の組合員数・被扶養者数・年齢構成等をもとに、各年度の対象者を推計しました。受診者数は、年度別対象者数に実施率目標値を乗じて算出しました。

(単位：人)

区分		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象者数	組合員	97,609	97,352	98,137	98,731	100,208	101,199
	被扶養者	21,403	21,837	22,271	22,665	22,985	23,223
	全体	119,012	119,189	120,408	121,396	123,193	124,422
受診者数	組合員	94,681	94,431	96,174	96,756	98,204	99,175
	被扶養者	11,240	11,647	12,193	12,500	12,670	12,805
	全体	105,921	106,078	108,367	109,256	110,874	111,980

##### 【特定保健指導】

特定保健指導の対象者数は、各年度の特定健診受診者数に過去6年（平成29年度から令和4年度）の特定保健指導対象者率の平均（17.6%）を乗じて算出しました。また、動機付け支援と積極的支援の対象者は、過去6年の比率（47:53）を乗じて算出しました。

実施者数は、年度別の特定保健指導対象者数に実施率目標値を乗じて算出しました。

(単位：人)

区分		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象者数	動機付け支援	8,762	8,775	8,964	9,038	9,171	9,263
	積極的支援	9,880	9,895	10,108	10,191	10,342	10,445
	全体	18,642	18,670	19,073	19,229	19,514	19,708
実施者数	動機付け支援	3,943	4,212	4,572	4,880	5,228	5,558
	積極的支援	4,446	4,750	5,155	5,503	5,895	6,267
	全体	8,389	8,961	9,727	10,384	11,123	11,825

## 5 特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する事項

### (1) 特定健康診査の実施方法

対象	概要	実施場所	健診実施項目	実施時期または期間	外部委託の契約形態	周知や案内の方法	データ収集方法
組合員	法第21条第1項の規定により、事業者健診をもって特定健康診査とする。	事業者健診実施場所	法定の実施項目を実施する。	事業者健診時 概ね6月～12月	-	各事業者の安全衛生担当者から周知	協定に基づき各事業者からデータ提供を受ける。
被扶養者 (任意継続組合員含む)	当共済組合が基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者と契約して実施する。	委託業者が契約する医療機関 委託業者が用意する巡回健診会場	(基本的な健診項目と医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目)	概ね6月～翌年2月	当共済組合と委託業者との個別契約	案内文書を自宅に配布するとともにHP等でも周知	委託業者からデータ提供を受ける。
	「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が契約する「集合契約」に参加して実施する。	地域の医療機関		概ね6月～翌年2月	医療団体(全国単位)が取りまとめる集合契約A及び医師会(都道府県単位)が取りまとめる集合契約B		社会保険診療報酬支払基金からデータ提供を受ける。

※ 組合員等が人間ドックを受診し、本人または医療機関からデータ提供があった場合は、特定健診を受診したものとみなす。

第四期計画期間の取組

被扶養者への周知や申込方法の改善等、実施率向上に向けた環境整備を実施

(2) 特定保健指導の実施方法

対象	特定保健指導実施機関	特定保健指導対象者の選定	特定保健指導の案内	特定保健指導の実施場所	特定保健指導の実施内容	特定保健指導実施時期
組合員	事業者健診を実施する 特定保健指導機関 又は 当共済組合が契約した 特定保健指導機関	法定基準に基づき 特定保健指導の 対象者を抽出	任命権者の 所属経由で送付	事業者が指定する事業場 又は 特定保健指導機関の施設等	①保健師、管理栄養士等による初回 面接  ②行動目標や支援 計画の策定  ③評価	概ね9月～ 翌年6月
被扶養者 (任意継続 組合員含む)	当共済組合が契約した 特定保健指導機関	ただし、糖尿病、高血 圧症又は脂質異常症の 治療に係る薬剤を服用 している者を除くこと としている。	自宅送付	特定保健指導機関の施設等		

第四期計画期間の取組

任命権者との連携強化やICTを活用した遠隔面接等の拡充

### (3) 特定保健指導の実施詳細 ～標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）を踏まえて～

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）では、以下の事項等が提示されており、当共済組合では第四期計画期間を通じて取り組んでいきます。

#### ◇健診結果や必要な情報の提供（フィードバック）について（プログラム P52）

生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行することが多く、健診結果を対象者が確認することは自身の健康課題を認識して生活習慣の改善に取り組む貴重な機会である。この効果を最大化するために、健診受診後速やかに、健診結果や必要な情報をすべての対象者に情報提供することが重要である。

#### ◇ICTを活用した保健指導とその留意事項（プログラム P225）

遠隔面接は対面での保健指導が困難であった対象者へのアプローチを拓ける有効な手段であるが、実施体制、機器・通信環境を整備するとともに、資料・教材・器具等、対象者との情報共有や本人確認の方法について確立しておく必要がある。

#### ◇アウトカムにつながる効果的な保健指導（プログラム P243）

特に「積極的支援」に階層化された者への支援では、健診結果から本人が身体状況を理解し、生活習慣の改善の必要性を認識し、行動目標を自らが設定し実行できるよう行動変容を促す指導をすること。例えば『腹囲2 cm以上体重2 kg以上減少』といったアウトカム評価ができる目標を設定するなど、対象者自身が自己評価できるように設定する。

## 6 個人情報の保護に関する事項

### (1) 記録の保存方法

特定健康診査等の情報は、東京都職員共済組合特定健診等情報処理システムにおいて管理します。データの保存期間は原則 5 年間とします。ただし、効果測定等に用いるデータについては上記期限到来後においても、データを匿名処理後利用します。

### (2) 記録の保存体制

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）及び東京都サイバーセキュリティ基本方針等に基づき適切に対応します。特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際は委託先の契約遵守状況を管理します。

## 7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項

この計画は、当共済組合ホームページ等に掲載し、組合員及び被扶養者に周知します。

## 8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項

### (1) 実施及び成果に係る目標の達成状況

毎年度、目標値の達成状況等に関する評価を行い、その結果を共済だより等で公表します。

### (2) 目標及び計画の見直し

本計画の目標値は国の基準に基づいて設定していることから、第四期計画期間中の見直しは原則として行いません。ただし、目標と実績が大きく乖離した場合等は、目標を達成するために取り組むべき内容の見直し等、必要な改定を行います。